

改正

平成18年11月27日規則第31号

平成22年3月26日規則第6号

平成22年10月26日規則第31号

飯山市情報通信施設条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、飯山市情報通信施設条例（平成13年飯山市条例第24号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(加入、脱退、休止等)

第2条 条例第7条第1項の規定による加入しようとする者は、加入申込書（様式第1号）を脱退しようとする者は、脱退届出書（様式第2号）を提出しなければならない。

2 条例第7条第2項の規定による休止又は再開しようとする者は、休止（再開）届出書（様式第3号）を提出しなければならない。

3 条例第7条第3項の規定による貸与機器を継承した者は、貸与機器継承届出書（様式第4号）を提出しなければならない。

4 条例第7条第4項の規定による移転又は変更をしようとする者は、移転届出書（様式第5号）を提出しなければならない。

5 加入者は、有料番組等の内容を変更する必要がある場合は、有料番組等変更申込書（様式第6号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

(使用料)

第3条 条例別表1に規定する「その他規則で定めるオプション」の額は、別表に掲げる額とする。

(使用料の納付等)

第4条 条例第9条に規定する使用料の納付は、原則として口座振替の方法によるものとする。ただし、口座振替が困難と認められる加入者については、納入通知書その他の方法により納付することができる。

2 加入者は、情報連絡施設使用料口座振替依頼書（様式第7号）を市長へ提出しなければならない。

(使用料等の減免)

第5条 条例第13条に規定する使用料等の減免又は免除を受けようとする者は、使用料等減免（免除）申請書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

2 使用料等の減免又は免除を受けている者が、減免又は免除事由に変更を生じた場合は、使用料等減免（免除）事由変更届（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

（指定工事人）

第6条 条例第17条に規定する指定工事人の認定を受けようとする者は、飯山市情報通信施設宅内工事指定工事人認定申請書（様式第10号）を市長に提出し、市が指定するケーブルテレビ工事技能資格者宅内作業（社団法人日本CATV技術協会発行）に準じて行う講習会を受けなければならない。

2 前項に規定する指定の期間は、5年以内とする。

3 指定工事人の認定を受けようとする者は、電気工事士の資格を有し、市内の店舗等に所属する者でなければならない。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

4 市長は、第1項の申請書を受付したときは、申請者の資格等を審査するとともに、研修を受講させた上で指定工事人として認定し、飯山市情報通信施設宅内工事指定工事人認定書（様式第11号）を交付する。

5 指定工事人は、市が指定した材料、機器及び工法を使用しなければならない。

6 指定工事人が、指定期間満了後も引き続いて認定を受けようとするときは、その満了の日の30日前までに飯山市情報通信施設宅内工事指定人認定申請書を市長に提出しなければならない。

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成18年11月27日規則第31号）

この規則は、平成18年12月1日から施行する。

附 則（平成22年3月26日規則第6号）

この規則は、平成22年10月1日から施行する。

附 則（平成22年10月26日規則第31号）

この規則は、平成22年11月1日から施行する。

別表（第3条関係）

基準又は単位			金額
インターネット	オプション	1	追加メールアドレス 1つ
			200円

接続料	月	追加ホームページ容量 10M	100円
		メーリングリスト開設 1つ	500円
		電子掲示板開設 1つ	500円
		ダイヤルアップサービス	100円
		固定グローバルIPアドレス	300円
		追加固定グローバルIPアドレス 1つ	200円
		ブログサービス (ベーシック)	100円
		ブログサービス (プラス)	450円
		ブログサービス (プロ)	900円
		セキュリティサービス	490円
		Webフィルタリングサービス	180円
		ノートン360 Online	570円
		Webメール 1メールアドレス毎ファイル 管理フォルダー容量5MB	100円
		Webメール メールボックス容量追加 10 MB	100円
		Webメール ファイル管理フォルダー 容量追加 10MB	100円

様式第1号 (第2条関係)

様式第2号 (第2条関係)

様式第3号 (第2条関係)

様式第4号 (第2条関係)

様式第5号 (第2条関係)

様式第6号 (第2条関係)

様式第7号 (第4条関係)

様式第8号 (第5条関係)

様式第9号 (第5条関係)

様式第10号 (第6条関係)

様式第11号 (第6条関係)